

定例教育委員会会議録

平成28年6月21日

境港市教育委員会（平成28年6月21日委員会会議録）

招集年月日 平成28年6月21日 15時30分

招集場所 市役所第一会議室

開 会 15時25分 委員長宣言

出席委員 ① 佐々木 邦広 ② 谷田 真基
③ 酒井 伊津子 ⑤ 永井 美央
⑥ 赤石 有平

委員長から説明のため出席を求められた者

教育委員会事務局長 藤 川 順 一
学校教育課長 影 本 純
学校教育課補佐 高 濱 禎 彦
学校教育課補佐 門 脇 克 美
生涯学習課長 黒 崎 享
教育総務課補佐 小 川 博 史
教育総務課係長 北 野 瑞 拓

傍聴者数 なし

会議書記 教育総務課係長 北 野 瑞 拓

提出議案 議案第19号 境港市就学指導委員会委員の任命について

協議事項 その他

報告事項 6月の行事報告、7月の行事予定など

酒井委員長 それでは、ただいまから6月の定例教育委員会を始めます。議案第19号、境港市就学指導委員会委員の任命について説明をお願いします。

学校教育課長 議案第19号、境港市就学指導委員会委員の任命についてでございます。規則では、委員会は15名以内の委員をもって組織するということになっております。昨年度14名でしたが、本年度15名という形で任命したいと思います。医師の方では前垣先生が昨年度から、それから特別支援教育に関し、知識・経験を有する者ということで、山本淳一前学校教育課長、第三中学校の校長先生をお願いしております。また、特別支援コーディネーターの渡邊憲二先生もこのたび入っていただき、15名という形で任命しようと考えております。

酒井委員長 ご質問等はありませんでしょうか。

赤石委員 この就学指導委員会で特別支援学級か通常学級かを決められるのですね。

学校教育課長 そうですね。委員会で判定いたしまして、最終的には保護者の同意を得て、決定します。

赤石委員 仮に保護者が同意しない場合は、特別支援がいいと言われても、通常学級で授業を受けられるということですね。そうした場合に、就学指導委員会で判断されて、特別支援学級が適している場合でも、やはり親の同意が必要となるのですね。

学校教育課長 就学指導委員会の決定について、引き続き保護者の方にも同意を得るように、学校の方も働きかけは続けてまいります。しかし通常学級でできない場合は、次は通級指導教室を案内するなどの手続きをとります。あるいは、学校の中では個別の指導をするなど、個々にあった対応をしていくことはございます。

赤石委員 そういうケースはあまりないですか。

学校教育課長 いえ、保護者の同意を得られない場合もございます。引

き続き学校としては、保護者の同意を得られるような働きかけを続けております。

永井委員

関連して、お尋ねしますが、保護者の同意ということで、学校は引き続きアプローチを続けていくと思うのですが、就学指導委員会としては、一度保護者に拒絶された場合には、それ以上のアプローチは委員会としてはしていないのでしょうか。

学校教育課長

その児童生徒については、引き続き就学指導委員会にまた判定がかかってきますので、同じように、過去の例も含みながら、どういう具合にアプローチしていくのか、そういうことも含めた話になってくるのかと思います。

永井委員

一度判定をして、アプローチして、その時点で保護者の方で同意を得られなかった場合は、就学前の児童に関しては、翌年度は通常学級に入学する。このたび1年生入学後の学校訪問で見させていただいて感じたのですが、やはり集団の中に入ったときに、本人に適正な教育がされているのかということと、その子が集団の中でどう影響を与えるかということも出てくると思います。集団の中で成長していく子も当然いるとは思いますが、補助教諭をつけたり、いろいろな手を打ちながらだとは思いますが、本人も集団も困るケースが、今までも、これからも出てくるのではということを感じました。この就学指導委員会で、当然、保護者の方の理解や同意が得られなければ難しいというのはあるとは思いますが、それに至るためのアプローチを委員会の方でもやっていくというのはできないのでしょうか。

学校教育課長

まず、校内就学指導委員会というのがございまして、学校の中で特別な支援が必要な生徒についてはピックアップをして、学校の中でどう判断するのか。この子については個別のアプローチで集団の中で頑張っていくのか、市の就学指導委員会にかけるケースなのか、まずここで

一つ判断があると思います。もう一つ、今の学校教育の流れではインクルーシブ教育ということで、みんなが同じ生活の中で障がいを理解しつつ生活していくというものの考え方があり、障がい理解、そして共に生きるという側面がございます。そのバランスを考えながら判断していかないといけないと思いますので、それでもなおかつ、個別の指導が必要な場合については、校内あるいは市の就学指導委員会を通じて判定しながら合意をとっていく。今回そういう中で渡邊憲二先生が特別支援コーディネーターという形で、積極的に就学前、あるいは1年生2年生、あるいは中学生の授業の様子を見に行っておられますので、校内就学指導委員会にも渡邊憲二先生の意見もどんどん入れてもらって、たくさんの方の意見の中でいろいろな支援の方策や学校からのアプローチについても話し合いができるような形に今年度はなっていくと思います。そういう動きがございますので、そういったことも十分活用して、支援していきたいと考えております。

赤石委員

特に小学校1年生2年生の時に、クラスの中で自由にいろいろ動いたりする子が仮におられたら、周りの子も自由に動いてもいいと、クラスのまとまりがなくなってしまうと思いますので、ある程度この就学指導委員会で判断されたことを優先するという必要ではないでしょうか。

佐々木教育長

保護者の方にお話をするとき、お宅のお子さんがおられるとほかの子の学習に迷惑がかかりますということをお話しすることはできません。この子にとってどれが一番いいのか、周りで一体何ができるのか、ということをご説明して、お宅のお子さんの将来のためには、今ここで特別支援学校というのを選ばれた方がいいのか、それとも通常の小学校に通いながら特別支援学級でこういった支援が受けられますよと、交流はこのようにやっていきますよときちんと説明してということが大切だと思います。そこをこういった方々の専門的な見地からお話を

いただいて、教育委員会の方からも、学校の方からもご説明をしていく。今年ご理解が得られなかった場合、また1年様子を見させていただいて、8月と12月に就学指導委員会に再度かけて、翌年度について特別支援学級に入られた方が、この子のためにこういう道筋でやっていった方がいいですよとご説明して、最終的にはご納得いただいて、就学支援を行っていく。

学校教育課長

小学校1年生や2年生の場合、落ち着かないとか、ちょっと多動であるとかということは、障がいの有無に起因することなのか、それとも生活習慣上などの要因であるのか、その辺は十分に見ていく必要があると思います。そこを見通しながら、いろいろな福祉のこと、子育ての方とも連携しながら、情報を集めて、そういうところからもアプローチしていくというところも必要な部分ではないかと考えます。

谷田委員

難しい問題ですね。市の専門家の委員会で判定を出しているので、もう少し強制力があってもいいのかなという気がしないでもないですけど。

永井委員

本当に子どもにとってどういう教育を受けるのが一番適切なのかを考えないといけない。家族の方も含めて、心を開いて話がしていけたらいいですね。

赤石委員

決定の時期を8月とか12月とか決めないでもう少し柔軟に、見ている状況が厳しいようであれば、2回でも3回でも会って、納得していただくようなことを毎月でもしていくのがよいのではないのでしょうか。

学校教育課長

校内では各学期とか、個別の話は月ごとにやっていると思います。ただ、就学に係る大きな組織としては年2回と決まっていますが、学校単位では細かく話をしていると思います。

赤石委員 4月には通常学級に入れたけれども、学校との折衝で6月には親も納得した場合でも、就学指導委員会の了解が得られなければ、特別支援学級に途中からは入れないのでしょうか。

学校教育課長 途中からは難しいですね。これによって新しい学級ができたとなりますと、職員の定数が1人増えたりだとか、いわゆる県の人事の予算にかかわってくることで、簡単に途中からというわけにはできないことをごさいます、これは法的な決まりがごさいます。

赤石委員 簡単ではないですが、他の子どもたちにとってはやっぱり1ヶ月2ヶ月という非常に大切な時間です。

学校教育課長 ただし、特別支援学級で交流して、数時間一緒に学習するとか、体験的にそういうことを部分的にすることは可能でごさいます。ちょっとずつ慣れて行って、一緒に生活したりしながら正確にはきちっと入級するというのが、次年度になろうかと思ひます。

酒井委員長 境港市は、指導補助員の先生を、学校に2名ずつ配置していただいておりますので、かなり配慮されていると思ひます。

酒井委員長 ほかにご質問等はごさいませんでしょうか。(なし)それでは議案第19号については承認いたします。

以上で提出議案については終わります。

本日は協議事項もないということですが、報告事項の中で、資料をいただいております給食費と校区審議会につきましてお願いしたいと思ひます。

学校教育課長、生涯学習課長 各報告

学校教育課長 それでは、6月16日に開催されました第2回校区審議会についてご説明いたします。出席者は1名欠席の14名で

審議されました。この日の内容について、まず資料説明ですが、第1回目の審議会で、こういう資料があった方がよいと要請されたものについて、別途資料をつけております。一つは境港市人口ビジョンの特に小学生や中学生の人数に関する内容のところを抜粋しております。それから小規模特認校制度というのを活用している学校が全国でございます。鳥取市にもございますが、鈴鹿市の小学校の例を示しました。次に、佐賀県の多久市というところがございまして、小中一貫校を、ちょうど中学校3校と小学校7校、境港市ととても似通っている市ですけれども、それを中学校区での3つの小中一貫校に統廃合していった例を紹介させていただいております。それから誠道小学校のPTAや保護者の意見、5月23日の拡大執行部会で話を伺いまして、その時の意見等を載せてございますので、それを先に紹介させていただきました。それで特に今回の審議会の内容については、境港市の現状について、特に生徒指導や学習についてのデータ、不登校は中学校で発生率が高くなるとか、問題行動も中学校になると数が増える、これは全国的な傾向でございますがこういう問題と、それから学習状況について、大分伸びてきているけれども、やはり全国の平均に比べてやや低い、もう少し伸ばさないといけない、こういう課題があるということの資料、それから小中一貫校についての資料、その目的やあるいは成果、教育課程、学校の配置の規模等を示した資料を紹介させていただきました。この2回目の審議会は、主に委員さんにたくさん話をしてもらった時間をとりましたので、まずは小規模特認校について、小規模でどういう風な取り組みがされているのか、あるいは誠道小学校ではどうなのかという話や、日南町の小学校の合併をされた経緯の話や、日南中学校と小中一貫校を作った話、それから小中一貫校のシミュレーションをして、実際境港でどういう例ができるのだろうか示してほしいという話もございました。次回、第3回目は7月8日でございますが、境港市における小中一貫校のシミュレーションを何例か示して、そのメリット

やデメリットについて話し合うという柱を立てたという予定でございます。第3回はそういう内容で進んでいくと思っております。

酒井委員長

校区審議会について、何かありますでしょうか。

赤石委員

第2回の日程表に書いてあるのですが、学校の再編成の問題と小中一貫校の可能性、それぞれについて、一貫校の問題と誠道小学校の再編成の問題、それぞれ話されたのですか。

学校教育課長

そういうわけではなく、一応、誠道小学校をどうするのかという話題は出るのですが、やはり将来的に境港市の学校全体をどうするのかということをまず決めないといけないのではないかという意見がありまして、例えば一貫校を検討する中で誠道小学校をどうするのか、先を見通した中で誠道小学校をどうするのかという話ですので、バラバラに論議しているわけではないです。

谷田委員

次回、小中一貫校を本市でする場合のシミュレーションの資料を出してほしいという要望が挙がっていると思いますが、小中一貫校にもいろいろな型があると思います。併設型とか既存の建物をそれぞれ残して連携をとっていくなどあると思いますが、やり方によってはその成果にいろいろ違いが出ているというアンケート結果が出ているでしょうし、予算の問題なども出てくると思いますが、本市としては、やるならどういう格好になるのか個人的には思っていました。次回どういう形でシミュレーションを出す予定でしょうか。

学校教育課長

まずはこれから具体的に事務局の中で話をしていくのですが、一つは中学校を何校にするのかという考え方がございます。例えば中学校3校であれば、近いところに小学校を新設するとか増設するとかできますし、あるいは中学校が2つになると全然違う、今度は今ある小学校の

組み合わせになるとか、そういう場合は分離型の小中一貫校というのもあり得るかもしれません。ですからこれは本当に様々なパターンが考えられるので、そのパターンを考えた上で、メリット、デメリットを全部示しながら、次の審議会にはお諮りしようかなと考えています。

谷田委員

併設型だったりすると、予算の試算をしないといけないと思いますが、時間的にその試算が次回までに間に合うのでしょうか。額によって、実現の可能性があるとかないとかの判断が出てくるでしょうし、そのあたりのシミュレーションが時間的な制約がある中でどこまでできるのかと思っています。

学校教育課長

おそらく審議会の答申が、具体的に何校がこうなるというところまでは決まらないと思っておりますので、実際の試算については、答申をいただいた後に、市長部局やいろいろなところと調整をしながらになると思っております。審議会でお話をするのは、予算のことも含めますが、シミュレーションという形で、材料を出して、いろいろなパターンについて議論してもらおうというところまでだと思います。具体的には予算面のことまで細かく、今度は特に難しいので、いわゆる考えられる範囲の中で、シミュレーションをして、議論していただくことを考えています。

赤石委員

いろいろ資料をまとめられているのですが、一番思ったのは、成功事例はいろいろなものが出るのですが、失敗事例があった方がよいと思います。私たちも何かするときには、成功事例よりも、こういう問題があつて失敗したという事例の方が、自分たちに参考になるケースが多かったものですから、新しいことをする場合には、失敗事例やデメリットをたくさん集めた方が今後が良いと思います。

佐々木教育長

統合とか小中一貫校とかという問題を考えていきますと、

どうしても地域の問題がありまして、2町4村から境港市ができていうことだから考えましても、出てくる課題というのはすごく多いと思います。例えばこれを3校に集約するとか、1つの中学校と何校かの小学校ということになったときに、そういう形が数的にも人口的にも理想だと審議会の中で決定されたとしても、実際に今すぐではないのですが、例えば15年先に実現できるようにこれから準備をしていっても、近くなってくるとどうしても地元の学校が無くなるという寂しさが出てきます。例えば伯耆町では、溝口中学校に溝口にあります日光小学校、二部小学校を統合して進むべきだと一端は決着をしたはずですけども、土壇場になりまして、二部小学校は合併しないということで、二部小学校は少ない人数ながら単独の道を歩むことになった。それから日南町は1つの小学校に8つの小学校を統合したのですが、すっきり行ったのではありません。まずは3校を集めて1つの学校を作ってみてどうかという中で、うちも入れてくれなど小さい学校からいろんな意見が出たり、1番大きな学校に統合していくという意見もあったのですが、小中一貫ということ意識して、中学校のすぐ横に新しい校舎を建てて、そこに集約をすることになりました。様々な問題が出てくると思いますが、大筋の道を決めて、いろいろな課題が後から出てくるかもしれませんが、今すぐにすべきことは誠道の問題ですね。その他のことは、これから時間をかけて解決していけることがありますので、大筋を決めておきながら、例えば何年かおきに校区審議会をもって、これでよろしいかというのを検証していくというのも一つの方法かと思っております。

酒井委員長

たくさん課題があると思いますけれども、また校区審議会の方で、しっかり話し合っていていただいて、報告していただければと思います。

赤石委員

資料を見させていただいて、不登校になる割合が、小学校5年くらいから中学校1年の間でどんと上がっている

のを見て、急に増えているので何か対策が必要かなと思います。

学校教育課長

やはり小学校から中学校に上がった時には、1人の担任の先生がずっと見ていたものが、教科の担任制になり、授業も増え、部活動も始まりというように一気に環境が変わってくるということがございます。それから何校かの小学校が一緒になるということになれば人間関係もいろいろ変わってくる。なかなかそういうところに上手くのれなかったり、元々課題を抱えていたような子どもはそこでどうしてもエンジンが切れてしまうというようなことはやはりございます。小学校もその辺の情報はしっかりと中学校には連携を取ってするわけですが、今、小中一貫型ということで、中学校の先生が小学校に授業の様子を見に行ったりとか、あるいは小学校の先生が中学校の様子を見に行き、中学校はやり方を知ってもらったりしています。また一中は今年すでに3回、6年生を中学校に交流で来てもらい、なるべく少しずつ中学校生活を子どもたちや先生にも知ってもらうなど、ちょっとずつ中学校の生活に慣れていく、あるいはイメージを持つということを今取り組んでいるところでございます。個々に支援が必要な子については、しっかりとその情報を伝えて、中学校に入ってもケアができるように、なるべくそういうところには気を遣いながら、今やっているところでございます。

酒井委員長

校区審議会については以上で終わります。もう1つ、給食費についてお願いします。

教委事務局長

平成27年度学校給食費の決算状況について、資料に基づいて説明させていただきます。27年度から市の公会計化になったのですが、それまでは、学校給食会が食材調達、またそれに伴う給食費の徴収を行っていたところです。実際に27年度の決算状況につきましては、未納額が970,867円、収納率は99.14%ということでございます。

26年度は99.19%ですので、それより若干下がったというところがございます。全国の市町村が公会計化になった年というのは、どうしてもかなり収納率が下がっている状況ですが、多少下がりましたが、ここまで踏ん張れたと思っております。過年度分につきましては、学校給食会が11月に総会を開きまして、解散をしました。そのときまでの未納額が1,550,539円、これを市の方が債権譲渡という形で債権を引き継ぎました。それが27年度の過年度分の調定額1,550,539円となっております。11月から3月31日までに収納した金額が552,863円で、未納額が差引997,676円、収納率としては35.66%ということで、この収納率については、過去の学校給食会の23年度からの収納率と比べて大体同じくらいかちょっと良かったかなというところがございます。27年度の過年度分、学校給食会のときの未納者数が32人となっていましたが、27年度締めた時点では20人に減りましたので、12人の方がすべて支払い未納者ではなくなったというところです。次に給食費の内訳ですが、中学校が給食を2学期から始めたということで、全体で2,993人の給食を行いまして、小学校が1食で267円、中学校が310円で、実際3月末までに食した食数を、最終的には精算するわけですが、単価×何食分と計算した金額が喫食数から計算した給食費ということで、27年度は133,761,002円が給食費となりますが、減免額というのがありまして、減免額につきましては、境港市が独自に行っている3人以上同時減免というのがありまして、小学校から中学校の9年間に兄弟が3人以上おられる方は3人目以降の方が減免という制度です。これは27年度から始まった制度です。あとは準要保護、これは就学援助に伴う減免でございまして、これは例年通りでございます。ただ、境港市は就学援助、準要保護の就学援助をする世帯に関しましても、例えば鳥取市や米子市は給食費の7割程度の補助、あと倉吉市は1/3、66%相当額の補助をしておりますので、100%全額減免措置をしているのは境港市だけです。27年度の総額が、3人以上同時と準要保護合わせて21,003,063円でありまし

て、喫食数から計算した給食費からこの減免額を引いたのが調定額になります。若干8,360円、下の注意書きに書いてありますが、これは本来27年度中に返還しないといけない金額ですが、本人に連絡が取れなかったという理由があって、今年度に還付させていただくという金額です。その8,360円を加えました112,766,299円が27年度の調定額となります。次に最初に少し触れましたが、学校給食費の公会計制度の移行についてですが、これは27年度に初めて行っております。鳥取県内の市町村では、倉吉市がすでに公会計化、境港市が27年度から、鳥取市、米子市についてはまだ公会計化に踏み切っていない状況で、鳥取市、米子市は学校給食会等で運営されているということです。公会計化に伴いまして、予算は市の予算で、歳入歳出の予算の計上を行うということでございます。公会計化の効果ですが、当然、透明性の向上、これは学校給食費徴収条例を制定しまして、市が直接保護者と契約することによって、給食費を保護者の方から徴収するということで、当然市の予算ですので、予算決算の議会の承認が必要になるほか、決算が終わった今年の8月には監査の検査を受けることになっておりますので、学校給食会と比べると透明性の向上というのは格段に上がったと思っております。あと滞納対策ということで、これまでは学校で現年分については徴収していたところでございますが、教育委員会事務局が一括して収納や催告することにより、一番顕著だった例が、児童手当から給食費の未納分に対して充当できる制度がありまして、学校給食会から引き継ぐまでは、児童手当の充当の方が1世帯だけでしたが、市の方が担当することによって、自宅訪問とか行って、現在23世帯に充当していただくことになり、滞納の未納分の回収が児童手当の方からでき、収納率、特に過年度分の収納率が上がってきております。それと自宅訪問しながら、経済的に厳しい、納められない世帯については、就学援助という教育委員会が持っている援助制度にかなり繋げておりまして、就学援助になりますとご存知のように給食費は全額免除になりますの

で、滞納をそれ以上増やさないという対応が迅速に行えるようになったと思っております。あとは教育委員会の方が一括して給食費の事務を行うことによりまして、教職員の方が子どもと向き合う時間がかなり増えたのではないかと思っております。

谷田委員

1点質問させていただきたいのですが、27年度の過年度のところに不能欠損額というのが、332,344円あるのですが、具体的にどういうことでしょうか。

教委事務局長

これは学校給食会が解散する前に、総会を開きまして、かなり以前の未納額、実際給食費は私債権ですので強制収納はできない。学校給食会であっても市の公会計になっても、直接強制収納はできない収納費目ですけれども、それを強制的に収納するためには、裁判所に申し立てて、支払督促という法的な措置を取って回収する。具体的には給料の差し押さえとかになるかと思いますが、その法的な措置を取ったにもかかわらず、結局取れなかったというような事例もありまして、長く焦げ付いていた。そういった事例と、あとはかなり貧困、今も貧困から立ち直っていない方がおられて、これ以上長い間債権を持っていても、収納できないというところで、これを不能欠損の処理をさせていただいて、残りの債権を市が引き受けるということで、11月の学校給食会の総会の中で、不能欠損の議決を取らせていただいたということです。

酒井委員長

以上で予定していた議題は終了しましたので、本日の定例委員会は閉会といたします。ごくろうさまでした。